


# 法テラスにおける

# 犯罪被害者支援

日本司法支援センター(法テラス)

## コールセンター



犯罪被害にあわれた方は  
なくことはないよ  
**0570-079714**

法的トラブルでお困りの方は  
おなやみなし  
**0570-078374**



## 地方事務所

電話で



面談で



# 1. 法テラスの主な業務

法テラスとは

法テラスは民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指し、総合法律支援法に基づき全額国費によって設立された法人です。

法テラスの組織

法テラスは地方事務所、支部、出張所(72か所)、地域事務所(39か所)及びコールセンター(1か所)があり、過疎地域も含めて全国規模の組織であり、全国レベルでの機動的な対応が可能です。

また、国・地方公共団体・弁護士会・司法書士会等の関係機関団体と連携し(関係機関・団体数は約7,000機関・団体、登録窓口数は約24,400件)、より有効な対応が可能です。

資力に乏しい国民などに対し、民事に関する以下の業務を行う。  
・無料法律相談  
・弁護士、司法書士費用等の立替え等  
(第30条第1項第2号)

情報提供業務

弁護士、隣接法律専門職者、ADR(裁判外紛争解決)機関等の情報を収集整理し、提供する。紛争解決への道案内を行う。  
(第30条第1項第1号)

民事法律  
扶助業務

司法過疎  
対策業務

司法過疎地域において、依頼に応じ、相当の対価を得て、法テラスの契約弁護士等に法律事務を行わせる。  
(第30条第1項第4号)

法テラス

主な業務

犯罪被害者  
支援業務

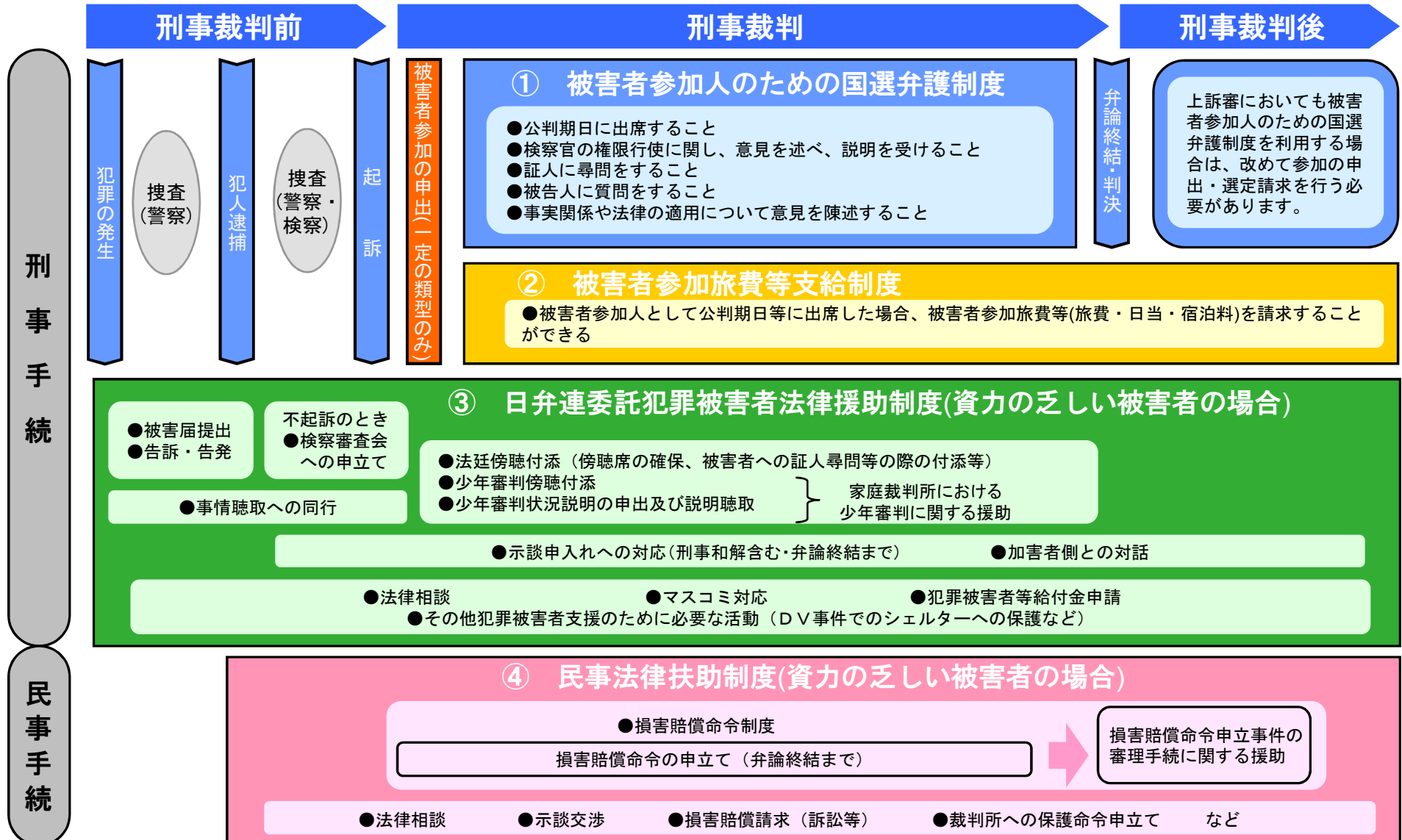
法テラスの契約弁護士の中から国選被害者参加弁護士候補を指名し、裁判所に通知する。  
(第30条第1項第3号)  
犯罪被害者支援に関する情報を収集・整理し、提供する。犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介も行う。  
(同項第5号)  
公判期日等に出席した被害者参加人に対し、旅費、日当及び宿泊料の支給に関する事務を行う。  
(同項第6号)

国選弁護  
関連業務

法テラスの契約弁護士の中から国選弁護人候補を指名して裁判所に通知する。  
国選弁護態勢の整備。  
(第30条第1項第3号)

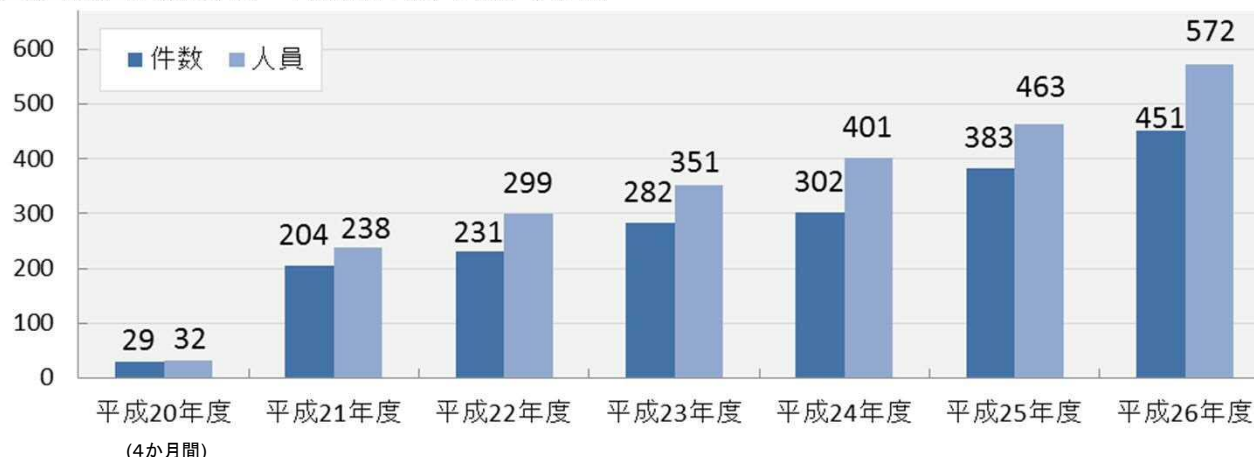
## 2. 被害者支援に関する様々な援助制度

法テラスの弁護士費用等に関する複数の援助制度を連携することにより、一連の事件の流れに即した弁護士による被害者の方への法的援助が可能となります。



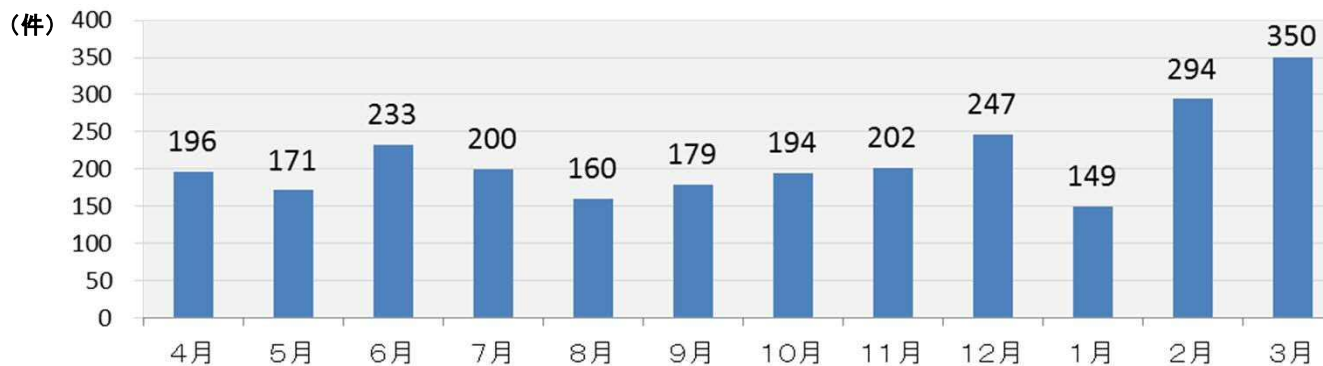
### 3. 犯罪被害者支援の実績

#### ■被害者国選関連業務実績 年度別件数・人員の推移



	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
件数 (対前年度比)	29 ( - )	204 ( - )	231 (113.2%)	282 (122.1%)	302 (107.1%)	383 (126.8%)	451 (117.8%)	1,882
人員 (対前年度比)	32 ( - )	238 ( - )	299 (125.6%)	351 (117.4%)	401 (114.2%)	463 (115.5%)	572 (123.5%)	2,356

#### ■被害者参加旅費等支給業務実績(平成26年度)



送金額計 17,642,020円

## 4. 受託業務について

受託業務とは

受託業務とは、総合法律支援法の趣旨から、法テラスの本来業務（総合法律支援法第30条第1項に定める業務）の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて行う業務です。（総合法律支援法第30条第2項）。

### 日本弁護士連合会委託援助業務

平成19年10月1日から、日本弁護士連合会からの委託による、日本弁護士連合会委託援助業務を行っています。この業務は、総合法律支援法が規定する法テラスによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者（資力の乏しい者に限る）を対象として、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行う業務です。

#### ■日本弁護士連合会委託援助業務の内容

- |                               |                                |
|-------------------------------|--------------------------------|
| ① 身体を拘束された刑事被疑者               | ⑥ 人権救済を必要としている子ども              |
| ② 家庭裁判所に送致された少年               | ⑦ 精神障害者・心神喪失等医療観察法対象者          |
| ③ 犯罪被害者（一定の類型のみ対象）            | ⑧ 人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする高齢者等 |
| ④ 難民                          | ⑨ ①、②を除く各援助に関する法律相談            |
| ⑤ 人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする外国人 |                                |

## 5. 受託業務の実績について

### ■日本弁護士連合会委託援助業務 事業種別申込受理件数(犯罪被害者)の推移

